

○盛岡・紫波地区環境施設組合議会定例会の回数に関する条例

昭和43年3月30日条例第2号

改正 平成4年4月1日条例第5号（題名改称）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき、盛岡・紫波地区環境施設組合議会（以下「組合議会」という。）の定例会の回数を定めることを目的とする。

（定例会の回数）

第2条 組合議会の定例会の回数は、毎年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日条例第5号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。